鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年 10 月 30 日

鴨川市長　佐々木　久之

鴨川市規則第 45 号

鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成 17 年鴨川市規則第 102 号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第３条、第７条、第９条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液１リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102―3 の 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 K0102―2 の 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6 若しくは 9.7 の分析を行う方法又は昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表１に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	規格 K0102―4 の 7.2.1 及び 7.2.3 に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはＥＰＮにあっては規格 K0102―4 の 7.2.1、7.2.2.2 及び 7.2.5 又は 7.2.1 及び 7.2.6 に定める方法
鉛	検液１リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0102―3 の 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六価クロム	検液１リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	規格 K0102―3 の 24.3(24.3.7 を除く。)に定める方法
砒素	検液１リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料１キログラムにつき 15 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあっては規格 K0102―3 の 20.2、20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法、農用地に係るものにあっては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和 50 年総理府令第 31 号）第１条第３項及び第２条に規定する方法

総水銀	検液１リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表２に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表３及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表１に掲げる方法
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表４に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料１キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 47 年総理府令第 66 号）第１条第３項及び第２条に規定する方法
ジクロロメタン	検液１リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液１リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液１リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	平成９年環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1，2―ジクロロエタン	検液１リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1，1―ジクロロエチレン	検液１リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1，2―ジクロロエチレン	検液１リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	シス体にあっては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあっては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1，1，1―トリクロロエタン	検液１リットルにつき１ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1，1，2―トリクロロエタン	検液１リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液１リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液１リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1，3―ジクロロプロペン	検液１リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法

チウラム	検液１リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表５に掲げる方法
シマジン	検液１リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表６の第１又は第２に掲げる方法
チオベンカルブ	検液１リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表６の第１又は第２に掲げる方法
ベンゼン	検液１リットルにつき 0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液１リットルにつき 0.01ミリグラム以下	規格K0102―3の26.2、26.3又は26.4に定める方法
ふっ素	検液１リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102―2の5.2及び5.3、5.2及び5.4、5.2及び5.5又は5.2及び5.6に定める方法
ほう素	検液１リットルにつき１ミリグラム以下	規格K0102―3の5.2、5.5又は5.6に定める方法
1，4―ジオキサン	検液１リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表７に掲げる方法

備考

１　基準値の欄中検液中濃度に係るものにあっては、平成３年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

２　基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

３　全シアンの項目の測定方法については、次のとおりとする。

（１）　規格K0102―2の9.6に定める方法により分析を行う場合にあっては、蒸留操作は装置にて行わないものとする。

（２）　昭和46年環境庁告示第59号付表１に掲げる方法により測定する場合にあっては、蒸留操作は装置にて行うものとする。

４　有機燐（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。）の項目について、規格K0102―4の7.2.1及び7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とするものとする。

５　六価クロムの項目について、規格K0102―3の24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170―7の7に定める操作を行うものとする。

６　1，2―ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

７　ふっ素の項目の測定方法については、次のとおりとする。

（１） 規格 K0102―2 の 5.2 及び 5.4 に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、規格 K0170―6 の 6 図２注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

（２） 規格 K0102―2 の 5.2 及び 5.5 に定める方法による測定は、蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、ＰＨ試験紙によって液性を判別することとし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、5.2 に定める操作を省略することができるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。